

寺川委員からの提供資料

淀川水系流域委員会
第17回琵琶湖部会 (H14.8.8)
資料 10

市民がつくる「琵琶湖を守るためのレジャー規制条例案」作成スケジュール

6. 25 (火) F L B 幹事会——F L B・GW第1回小委員会

- ・ 県作成条例要綱案の検討
- ・ 知事意見書作成
- ・ 市民案たたき台づくり
- ・ 作成委員会の発足に向けて
- ・ 作成委員会委員募集開始

Eメール t:shozo@mx.biwa.ne.jp

またはFAX 077-524-1633

NGO・市民への呼びかけ

HP、淡海ネットワークセンター情報BOX、FLBニュース、マスコミ等で
委員は15名ほど、応募多数の場合は小委員会で選考

委員内訳：FLB2、GW2、漁業青年会1、JOP1、他NGO・市民6~9名

7. 2 (火) 第2回小委員会

- ・ 市民案たたき台の検討

7. 5 (金) 作成委員募集終了・作成委員選考委員会

- ・ 作成委員決定

7. 6 (土) 琵琶湖の実態調査・その1 外来魚・水上バイク・バス釣りのゴミ

7. 9 (火) 第1回作成委員会 19:00~FLB事務所

- ・ 作成委員会発足
- ・ 市民案素案づくり

7. 16 (火) 第2回作成委員会 19:00 下FLB事務所

- ・ 素案の検討

7. 23 (火) 第3回作成委員会 19:00 作成委員会専用ホームページ開設

- ・ 素案の検討・決定

7. 25 (木) 市民意見募集開始・HP、淡海ネットワークセンター情報BOX、マスコミ等で素案に対する意見募集

8. 3 (土) 琵琶湖の実態見学会・その2 つづらお荘 (西浅井町) 12:00~

8. 5 (月) 市民意見募集終了

8. 6 (火) 第4回作成委員会 市民意見取りまとめ、素案に反映

8. 17 (土) シンポジウム ピアザ淡海 13:00~ シンポの夜 → 17:00 第5回作成委員会

- ・ 最終案で議論・意見交換

8. 27 (火) 第5回作成委員会

- ・ 条例案の決定

9. 2 (月) 知事に提出 「市民がつくる琵琶湖の適正利用に関する条例案」

9. 21 (土) チャリティコンサート ガリバーホール

美しく静かで安全な琵琶湖を願って

9. ? 県議会 条例案の議論

2003.3 「水上バイク問題を考える全国大会」(仮称)開催 滋賀県内で

専用HP開設 <http://www.biwa.ne.jp/~t-shozo/biwako.htm>

市民がつくる「琵琶湖を守るためのレジャー規制条例」(案)要旨

● 条例の目的

1. レジャーに伴う水辺環境への負荷や安全の状況、将来にわたる水質・底質、生態系への影響考慮し、琵琶湖を守るために行き過ぎたレジャーを禁止および制限すること。
2. 県、レジャー利用者および事業者、県民の責務を明らかに琵琶湖におけるレジャー活動に伴う水環境への負荷の低減と安全の確保を図り、実効性のある監視体制と予防的措置をとれる仕組みを構築すること。

を目的とします。

● 禁止項目

1. 水上オートバイの禁止
→ 湖岸近くでの利用される使用特性、性能上(騒音、悪臭)の問題から禁止します。
2. 外来魚のキャッチアンドリリース、密放流の禁止
→ 琵琶湖の生態系を守るために禁止し、違反者には罰則を設けます。
3. プラスチック製ワーム、ルアーの使用禁止
→ 湖底のゴミとなり、将来の水質、底質、生態系への影響考え禁止します。
4. マリーナ以外からの出艇禁止、自然湖岸への車両の進入禁止
→ 水辺の生態系の保全や湖岸利用者の安全の確保のため禁止します。

● 規制項目

1. 猶予期間を設けたプレジャーボート2サイクルエンジンの使用禁止
→ 4サイクルエンジンへの載せ替え、買い替えのための期間をおいて禁止します。
2. プレジャーボートの航行許可水域の設定
→ 航行可能な水域を、排気量、出力、使用目的ごとに規則で細かく規制します。
3. 釣り禁止区域の設定
→ 漁業施設の近く、鳥類や水生生物など野生生物への影響がある場所では禁止します。

● 実効性の確保

1. プレジャーボート登録制度、マリーナ事業者による出艇管理
→ 関係事業者の責任において管理してもらい、事業者にも罰則の範囲が及びます。
2. 琵琶湖レンジャー(市民、NPO)の任命とレジャー監視官(警察専任担当官)の設置
→ 市民が監視し、専門知識をもったレジャー監視官が違反行為を取り締まります。
3. すべての違反行為に対する罰則規定への適用
→ 罰金の使途は直接的に環境の改善や回復に使われるような仕組みを考えます。

● 予防的な措置

1. レジャー環境負荷の調査研究、レジャー施設整備にあたって環境アセスメント
→ 問題が起こる前または初期の段階で対応できる仕組みをつくります。

以上

市民がつくる「琵琶湖を守るためのレジャー規制条例案」作成委員会

この市民の作った条例が施行されると

1. 汚染のひどい2サイクルエンジンのプレジャーボートが、平成17年で禁止になります。
2. 水上バイクは、アメリカのほぼ全ての国立公園と同様に禁止になります。
3. 自然湖岸へのレジャー車両の乗り入れが禁止になります。ボートの出艇も、指定マリーナに限られます。
4. 湖底に廃棄物として堆積するプラスチック・ワームおよびルアーは、禁止となります。
5. 罰則をもうけ、外来種のリリース（再放流）は禁止されます。密放流は禁止されています。
6. 今後は、県民公募委員が過半数を占める審議会で琵琶湖利用の詳細が決められることとなります。

マザーレイク21計画に詠われた「世界の湖沼保全のモデル」になるための条例です。

ちなみに、滋賀県の条例要綱案は、問題先送りの不適切な現状を容認の上で作成されたもので、むしろ新たな問題が生まれる可能性があります。

滋賀県の条例要綱案どおりの条例ができる

1. 汚染のひどい従来型2サイクルエンジンのプレジャーボートが、平成23年（！）まで使われることとなります。（夕ホ湖では昨年禁止）
2. 水上バイクは、一部規制区域を設ける以外、現状のまま利用されます。（米国では、ほぼ全ての国立公園で禁止）
3. 自然公園から砂浜に車両を乗り入れてのボートの出艇も、このまま認められます。
4. 湖底に廃棄物として堆積するルアーやプラスチック・ワームも使用され続けます。（芦ノ湖ではプラスチック・ワーム禁止）
5. 罰則がないため、バスのリリース（放流）はこのまま続きます。
6. 今後は、旧態依然とした「知事が任命する」審議会で琵琶湖利用の詳細が決められることとなります。

マザーレイク21計画で「世界の湖沼保全のモデル」でなることを掲げ、またラムサール条約登録湖沼である以上、それらの理念にふさわしい条例案を県は再提出すべきでしょう。

市民がつくる 「琵琶湖を守るためのレジャー規制条例案」作成委員会

市民がつくる「琵琶湖を守るためのレジャー規制条例案」(素案)

2002年7月26日

市民がつくる「琵琶湖を守るためのレジャー規制条例案」作成委員会

<はじめに>

20世紀末における琵琶湖でのレジャー活動は、自然への畏敬の念を忘れ、儲ければなんでも売るといったモラルなき企業と自分たちさえ楽しければいいという一部のレジャー客の存在に代表されるように、エゴのレジャーといえます。それは自然が育んできたすばらしい琵琶湖の景観や生活環境、野生生物にとっての環境を損なっただけではなく、人間が生きるために必要な最も大切な「水」までも汚してしまう主要な一因となりました。私たちが「市民が策定する条例案」の中で示す、ブラックバスや水上バイクの問題に対する明確なNOの意志表示は、人間が美しく静かで安全な琵琶湖とのつきあいを続ける上での試金石となると確信します。

<基本方針>

- ・ 琵琶湖での行き過ぎたレジャーを特定し、やってはいけないことを規制すること
- ・ 実効性のある監視体制の確立と環境対応型レジャーへ誘導するための仕組みを作ること
- ・ 水上バイク、キャッチアンドリリース、プラスチック・ワームの禁止を、明確に規定します。

なお、この条例においてはこれまで条例等規制のなかったもので緊急性の高いものについて規制をかけるもので、従来法、条例等で対応できなかったものを対象としており、その他の問題については、現行条例等の改正強化にて対応するものとします。

市民がつくる「琵琶湖を守るためのレジャー規制条例案」(素案)

第1条 (目的)

1. この条例は、20世紀末からの琵琶湖における自然への畏敬の念を忘れた無秩序なレジャー活動に伴う水辺環境への負荷や安全の状況、将来にわたる水質・底質、生態系への影響をかんがみ、琵琶湖を守るために必要なレジャー活動の規制に関し禁止および制限行為を規定すること。
2. 県、レジャー利用者および事業者、県民の責務を明らかにすることで、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う水環境への負荷の低減と安全の確保を図り、将来にわたる琵琶湖の自然環境、生態系およびその周辺における生活環境の保全のための予防的措置をとれる仕組みを構築すること

を目的とする。

第2条 (定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 琵琶湖 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項の規定に基づき一級河川に指定された琵琶湖、淀川(瀬田川洗堰から上流の区域に限る。)、流入河川および西之湖ならびに規則で定める内湖、池をいう。
- (2) 水環境 水質・底質、水生生物、水辺地その他の水を取り巻く包括的な自然環境をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により琵琶湖の自然環境およびその周辺の生活環境に加えられる影響であって、これらの環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) レジャー活動 レクリエーションその他の余暇を利用して行う活動をいう。
- (5) レジャー利用者 琵琶湖においてレジャー活動を行う者をいう。
- (6) プレジャーボート 水上オートバイ、モーターボートその他の、推進機関として内燃機関(以下「機関」という。)を備える船舶(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第2項に規

定する船舶を除く。)のうち、次に掲げる船舶以外の船舶とする。

ア 漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船

イ 国または地方公共団体が所有する船舶

ウ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶

(7) 水上オートバイ プレジャーボートの内、推進機関が船舶の内部に存在し、砂浜等自然湖岸への直接の着岸が可能なもの。

(8) 航行 機関を用いて船舶が進行することをいう。

(9) マリーナ プレジャーボートの出艇場所の規則で定める場所

第3条 (県の責務)

1 県は、県民の健康と安全を守り、また琵琶湖の水を飲み水としている流域1400万人の住民の健康を守るために、またラムサール条約登録湖沼としての琵琶湖の保全のために、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減と安全の確保、将来にわたる水質・底質、生態系への影響への予防的措置に関する基本的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減と安全の確保、将来にわたる水質・底質、生態系への影響への予防的措置に関し、地域住民や関係市町との連携を図るとともに、関係市町村、NPO、NGO、県民が策定または実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減と安全の確保、将来にわたる水質・底質、生態系への影響への予防的措置に関する施策または活動について必要な協力を行うものとする。

第4条 (レジャー利用者の責務)

レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減に努めるとともに、県が実施する環境への負荷の低減に関する施策に協力し、関係法令、条例を遵守しなければならない。

第5条 (関係事業者の責務)

1 琵琶湖におけるレジャー活動に関する事業を営む者(以下「関係事業者」という。)は、その事業を行うに当たっては、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減、将来にわたる水質・底質、生態系への影響への予防的措置に関し必要な措置を講じなければならない。

2 関係事業者は、県が実施する琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減、将来にわたる水質・底質、生態系への影響への予防的措置に関する施策に協力し、関係法令、条例を遵守しなければならない。

第6条 (県民の責務)

県民は、琵琶湖の水環境を保全するため、自らの生活及び行動におい水環境の悪化の未然防止に取り組むとともに、県又は関係市町村が実施するレジャー利用に関する施策に協力しなければならない。

第7条 (基本計画の策定)

1 知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減、将来にわたる水質・底質、生態系への影響に関する予防的施策の総合的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画には、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減、将来にわたる水質・底質、生態系への影響に関する予防的施策に関し、基本となる方針、施策の方向その他の重要事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖レジャー審議会の意見を聴くとともに、広く住民の意見を聞いて基本計画に反映させなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第8条 (プレジャーボートの航行に関する規制)

1 水上オートバイの禁止

水上オートバイは、製品の使用特性を鑑み、琵琶湖においてその航行を禁止する。

ただし、第9条2-4項に示す公益上の有効な航行は可能とする。